

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和2年10月7日付けの支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

収入がない為、母子手当をもらいたい。上記しょぶんの取り消しをおねがいします。

しょうがい者の母子かていのため、助けがひつようであります。歩けませんので、働くことができません。字も書けません。

元夫からDVをうけてびょうきになりました。はたらけません。娘を高校に通わせたいです。月43,160円切られるのはきついです。

なぜ、DV、モラハラうけてた私が、びょうきになり、母子手当も

もらえず、苦しまなければならないのですか？

歩けない、車いす、しょうがい者認定もされず収入もない。りふじんじゃないですか？

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月15日	諮問
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給対象者

法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、令和2年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令2条の2第1項の規定により、43,160円としている。

(3) 支給制限

ア 手当の受給資格者について、法9条1項は、手当は、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

イ 法施行令2条の4第1項は、法9条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童がないときは、490,000円とすると規定している。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、ただし、受給資格者が母である場合には、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むとすると規定している。

また、法施行令4条1項は、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等（以下「総所得金額等合計額」という。）から80,000円を控除した額ととし、ただし、受給資格者が母である場合には、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額の合計額から80,000円を控除した額とすると規定している。

エ 改正前規定（法13条の2第2項）は、手当は、国民年金法に

基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる
とき（1号）は、政令で定めるところにより、その全部又は一部
を支給しないこととしている。

なお、令和2年法律第40号による改正後の法13条の2第
2項1号では、老齢福祉年金に加えて、「障害基礎年金その他障
害を支給事由とする政令で定める給付」が追加されており、障害
基礎年金等の給付については、支給制限の対象から除外されて
いる。

オ 令和2年政令第318号（令和3年3月1日施行）による改正
前の法施行令6条の4第1項は、改正前規定による支給制限は、
月を単位として、公的年金給付等合算額（改正前規定1号及び2
号に規定する給付の合算額）が手当の額以上であるときは、手当
の全部について行うとしている。

そして、同条2項は、改正前規定1号に規定する給付が年を単
位として定められているときは、当該給付の額を12で除して
得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て
て得た額）によるとし（3号）、その額に5円未満の端数がある
ときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数
があるときはこれを10円に切り上げるものとするとして規定して
いる（7号）。

(4) 現況届

法施行規則4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当
現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令3条及び4条の
規定によって計算した所得の額をいう。）並びに扶養親族等の有無
及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書等の
書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手
当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これ
らの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条
7項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確

認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年5月14日、処分庁は、請求人から本件児童を支給対象とする手当の請求を受け、手当の受給資格を認定した。処分庁は、日本年金機構への照会の結果、請求人が障害基礎年金として年額1,004,600円の支給を受けていることを把握し、同年金の月額相当額83,720円が請求人の手当月額43,160円を上回っていたため、手当の支給停止を決定した（前回処分）。
- (2) 令和2年9月3日、処分庁は、請求人から本件現況届の提出を受け、請求人の手当月額を43,160円と算定した上で、請求人の年金月額相当額83,720円が上記手当の額を上回っていたため、手当の支給停止を決定した（本件処分）。

以上によると、手当全額の支給を停止した本件処分は、上記1の法令等の定めに則った適正なものといえることができる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、処分庁が、上記1の法令等の定めに則って本件処分を行ったと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。また、請求人は、手当制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、手当に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。手当の支給については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹